

3. 身体障害者等雇用実態調査

調査の概要

ここに収録した調査は、労働省が昭和 58 年、63 年及び平成 5 年に実施したものである。

(調査対象)

鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業(公務を除く)に属する従業員規模 5 人以上(昭和 63 年は 30 人以上)の民間事業所のうちから一定の方法により抽出した事業所(昭和 58 年は約 13,000 事業所、昭和 63 年は約 10,000 事業所、平成 5 年は約 15,500 事業所)。

(調査実施時点)

原則として昭和 58 年、63 年、平成 5 年の各年 11 月 1 日

(「身体障害者」及び「精神薄弱者」の範囲)。

(1) 「身体障害者」

原則として身体障害者手帳を所持している者。身体障害者手帳を所持していなくても、指定医又は産業医(内部障害を有する者については、指定医に限る。)の診断書により確認できる者も含まれている。

なお、障害の種類及び障害の程度は次の区分による。

イ 障害の種類

視 覚 障 害	視覚障害
聴 言 障 害	聴覚、平衡機能、音声又は言語機能
肢体不自由	上肢切断、上肢機能、下肢切断、下肢機能、体幹機能、脳病変上肢機能、脳病変移動機能
内 部 障 害	心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱直腸機能、小腸機能

ロ 障害の程度

重 度	身体障害者程度等級表の 1 級、2 級
中 度	身体障害者程度等級表の 3 級、4 級
軽 度	身体障害者程度等級表の 5 級、6 級

(2) 「精神薄弱者」

原則として、都道府県知事の発行する療育手帳(または愛の手帳)を所持している者。

ただし、療育手帳を所持していなくても、昭和63年3月31日以前に入職した者については、①児童相談所、精神薄弱者更生相談所、精神保健センター(精神衛生センター)または精神鑑定医による判定書、②精神薄弱児(者)を対象とする養護学校若しくは、特殊学級に在学若しくは卒業した者または精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設若しくは精神薄弱者養護施設に入所していた者については、当該学校長または施設長の証明書及び意見書、③雇用対策上精神薄弱者と同様に取り扱うことが望ましい旨の所見が示されている心身障害者職業センターの意見書、昭和63年4月1日以降に入職した者については①に加えて地域障害者職業センターの判定により確認された者を含む。

うち「重度精神薄弱者」とは精神薄弱者判定機関により精神薄弱の程度が重いと判定された者をいう。

(復元方法)

雇用身体障害者数および精神薄弱者数については、産業別、規模別に定められた抽出率の逆数を乗じることにより推計。

(1) 身体障害者

第1-1表 性別、障害の種類別身体障害者の雇用状況（昭和58年）

(%)

	計	視覚障害	聴覚障害	肢 体 不 自 由						内 部 部 害	不 明
				小 計	上 肢 切 断	上 肢 機 能	下 肢 切 断	下 肢 機 能	体 幹		
計	100.0	6.6	18.2	67.2	18.4	21.8	5.2	47.0	7.6	7.8	0.2
男	100.0	6.1	16.0	69.3	19.3	21.9	5.5	45.4	7.9	8.4	0.2
女	100.0	8.8	27.8	58.2	13.5	21.4	4.0	55.2	5.9	5.0	0.2

第1-2表 性別、障害の種類別身体障害者の雇用状況（昭和63年）

(%)

	計	視覚障害	聴覚障害	小 計	肢 体 不 自 由						内 部 部 害	不 明	
					上 肢 切 断	上 肢 機 能	下 肢 切 断	下 肢 機 能	体 幹	脳 変 上 肢			脳 変 移 動
計	100.0	8.7	16.7	63.0 (100.0)	(14.5)	(28.6)	(5.7)	(44.7)	(5.9)	(0.4)	(0.3)	6.8	4.8
男	100.0	9.1	13.6	64.2 (100.0)	(16.7)	(28.9)	(6.5)	(42.2)	(5.3)	(0.2)	(0.3)	7.8	5.2
女	100.0	7.0	29.5	57.8 (100.0)	(4.2)	(27.3)	(1.9)	(56.3)	(8.7)	(1.4)	(0.3)	2.6	3.1

第1-3表 性別、障害の種類別身体障害者の雇用状況（平成5年）

(%)

	計	視覚障害	聴言障害	小 計	肢 体 不 自 由						内 部 部 害	不 明	
					上 肢 切 断	上 肢 機 能	下 肢 切 断	下 肢 機 能	体 幹	脳 変 上 肢			脳 変 移 動
計	100.0	6.7	16.8	58.7 (100.0)	(12.9)	(22.3)	(5.0)	(49.0)	(8.4)	(1.0)	(1.5)	15.1	2.7

第2-1表 性別、障害の程度別身体障害者の雇用状況（昭和58・63年）

(昭和58年)

(%)

	計	重 度	中 度	軽 度	不 明
計	100.0	21.8	37.4	33.2	7.6
男 子	100.0	21.2	37.7	33.5	7.6
女 子	100.0	24.3	36.3	31.9	7.5

(昭和60年)

(%)

	計	重 度	中 度	軽 度	不 明
計	100.0	26.3	39.6	28.2	5.9
男 子	100.0	25.7	39.9	28.4	6.0
女 子	100.0	28.9	38.6	27.1	5.3

第2-2表 障害の程度別身体障害者の雇用状況（平成5年）

(%)

	計	重 度	中 度	軽 度	不 明
計	100.0	30.0	38.3	25.4	6.3

第3-1表 障害の種類別、障害の程度別、事業所規模別身体障害者の雇用状況
(昭和58年)

	計	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上
計	100.0	45.9	21.5	24.2	3.0	5.4
障害の種類						
視覚障害	100.0	44.8	14.9	32.9	3.3	4.1
聴覚障害	100.0	49.5	21.5	20.1	2.6	6.3
肢体不自由	100.0	45.0	22.4	24.4	3.0	5.2
内部障害	100.0	46.7	19.1	24.7	3.1	6.4
障害の程度						
重程度	100.0	50.6	18.6	21.9	2.8	6.1
中程度	100.0	42.4	23.6	25.7	3.1	5.2
軽程度	100.0	42.9	20.6	26.8	3.5	6.2
一般常用労働者	100.0	35.4	28.0	23.0	5.5	8.1

(注) 一般常用労働者は総務庁統計局「事業所統計調査報告」(昭和56年)による。

第3-2表 障害の種類別、障害の程度別、事業所規模別身体障害者の雇用状況
(昭和63年)

	計	30～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上
計	100.0	35.1	39.8	9.8	15.3
障害の種類					
視覚障害	100.0	55.7	31.4	6.3	6.7
聴覚障害	100.0	37.8	30.0	9.3	22.9
肢体不自由	100.0	32.7	43.3	9.7	14.4
内部障害	100.0	27.2	42.4	14.2	16.2
障害の程度					
重程度	100.0	36.5	34.7	11.1	17.8
中程度	100.0	34.0	42.5	9.8	13.6
軽程度	100.0	30.3	41.5	10.0	18.3
一般常用労働者	100.0	44.0	36.7	8.7	10.6

(注) 1. 一般常用労働者は労働大臣官房政策調査部「毎月勤労統計調査月報」(昭和63年9月分)による。

2. 計欄には障害種類、程度の不明の者を含む。

第3-3表 障害の種類別、障害の程度別、事業所規模別身体障害者の雇用状況
(平成5年)

障害の種類	実数	規模計	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上
全体	344	100.0	34.9	27.9	25.0	5.2	7.0
視覚障害	23	100.0	43.5	26.1	21.7	4.3	4.3
聴言障害	58	100.0	36.2	25.9	20.7	5.2	10.3
肢体不自由	202	100.0	32.7	28.2	27.2	5.0	6.4
内部障害	52	100.0	34.6	26.9	25.0	5.8	7.7
不明	9	100.0	55.6	33.3	11.1	0	0
障害の程度							
重程度	103	100.0	32.0	28.2	25.2	5.8	8.7
中程度	132	100.0	32.6	28.8	26.5	5.3	6.1
軽程度	87	100.0	35.6	25.3	26.4	5.7	6.9
不明	22	100.0	54.5	27.3	13.6	0	0
一般常用労働者	40,213	100.0	41.3	26.6	20.7	4.7	6.7

(注) 一般常用労働者は労働大臣官房政策調査部「毎月勤労統計調査月報」(平成5年11月分)による。

第4-1表 障害の種類別、産業別身体障害者の雇用状況（昭和58年）

(%)

	産業計	鉱業	建設業	製造業	卸売業 小売業	金融・ 保険業	不動産業	運輸・ 通信業	電気・ガス ・水道・ 熱供給業	サービス業
障害の種類計	100.0	0.5	11.1	45.7	12.9	4.9	0.3	6.5	0.6	17.5
視覚障害者	100.0	0.2	6.8	31.9	4.4	2.9	0.2	4.0	0.6	49.0
聴覚障害者	100.0	0.1	8.3	62.8	10.1	3.2	0.1	1.2	0.4	13.8
肢体不自由者	100.0	0.6	11.6	43.8	13.8	5.3	0.4	8.1	0.7	15.7
内部障害者	100.0	0.1	17.5	32.6	19.1	7.3	0.3	7.3	0.8	15.0
一般常用労働者	100.0	0.4	9.9	35.9	24.0	5.8	0.8	7.5	0.8	14.9

(注) 一般常用労働者は総務庁統計局「事業所統計調査報告」(昭和56年)による。

第4-2表 障害の種類別、産業別身体障害者の雇用状況（昭和63年）

(%)

	産業計	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス ・熱供給 ・水道業	運輸・ 通信業	卸売・ 小売業 飲食店業	金融・ 保険業	不動産業	サービス業
計	100.0	0.2	4.3	47.0	1.0	9.5	13.2	10.1	0.3	14.4
視覚障害者	100.0	0.1	2.7	18.5	0.6	7.0	7.1	5.7	0.2	58.2
聴覚障害者	100.0	0.1	2.8	69.6	0.4	1.6	10.4	8.1	0.2	6.7
肢体不自由者	100.0	0.3	4.4	46.3	1.1	10.7	14.5	11.5	0.3	10.8
内部障害者	100.0	0.1	6.0	38.1	1.5	14.7	17.4	9.6	0.3	12.0
一般常用労働者	100.0	0.2	6.4	36.4	1.1	10.3	15.8	4.9	0.5	24.4

(注) 1. 一般常用労働者は労働大臣官房政策調査部「毎月勤労統計調査月報」(昭和63年9月分)による。

2. 計欄には障害種類の不明の者を含む。

第4-3表 障害の種類別、産業別身体障害者の雇用状況（平成5年）

(%)

	産業計	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス ・熱供給 ・水道業	運輸・ 通信業	卸売・ 小売業 飲食店業	金融・ 保険業 不動産業	サービス業
計	100.0	0.3	6.1	44.6	0.6	8.7	13.8	8.1	17.9
視覚障害者	100.0	0.1	7.1	20.9	0.3	2.3	19.0	2.8	47.4
聴言障害者	100.0	0.2	6.8	60.1	0.2	3.3	5.8	7.9	15.6
肢体不自由者	100.0	0.3	6.0	45.2	0.7	9.6	14.3	8.5	15.5
内部障害者	100.0	0.2	5.9	34.1	0.7	14.2	16.7	9.4	18.8
常用労働者全体	100.0	0.2	9.4	27.8	0.8	8.3	21.8	5.4	26.3

(注) 1. 常用労働者全体は労働大臣官房政策調査部「毎月勤労統計調査月報」(平成元年11月分)による。

2. 計欄には障害種類の不明の者を含む。

第5表 性別勤続年数の状況〔採用前身体障害者〕（昭和58・63年）

（昭和58年）

	計	男 子	女 子
身 体 障 害 者	8年7月	9年6月	6年1月
一 般 常 用 労 働 者	9年6月	11年1月	6年3月

（注）一般常用労働者は労働省政策調査部「賃金構造基本統計調査」（昭和57年）（企業規模10人以上の企業に雇用されている常用労働者の状況）による。

（昭和63年）

	計	男 子	女 子
身 体 障 害 者	10年1月	10年9月	7年9月
一 般 常 用 労 働 者	10年7月	12年2月	7年1月

（注）一般常用労働者は労働大臣官房政策調査部「賃金構造基本調査」（昭和63年）（企業規模10人以上の企業に雇用されている常用労働者の状況）による。

第6表 性別勤続年数の状況（平成5年）

	計	男 子	女 子
身 体 障 害 者	10年7月	11年3月	8年4月
常 用 労 働 者 全 体	11年	13年	7年

（注）1. 採用後障害者は障害者となってから調査時点までを勤続年数とした。
 2. 常用労働者全体の勤続年数は労働大臣官房政策調査部「賃金構造基本統計調査」（平成4年）（企業規模10人以上の企業に雇用されている常用労働者の状況）による。

第7表 障害の種類別、障害の程度別、性別勤続年数の状況〔採用前身体障害者〕

(昭和58・63年)

(昭和58年)

	計	男 子	女 子
計	8年7月	9年6月	6年1月
障害の種類			
視覚障害	8年4月	10年0月	4年2月
聴覚障害	8年4月	9年7月	5年7月
肢体不自由	8年7月	9年5月	6年1月
内部障害	7年4月	7年0月	8年8月
障害の程度			
重 度	7年9月	8年6月	5年9月
中 度	8年9月	9年8月	5年9月
軽 度	9年4月	10年1月	6年7月

(昭和63年)

	計	男 子	女 子
計	10年1月	10年9月	7年9月
障害の種類			
視覚障害	11年3月	11年9月	9年2月
聴覚障害	9年6月	11年1月	7年1月
肢体不自由	10年1月	10年8月	8年2月
内部障害	8年2月	8年7月	6年7月
障害の程度			
重 度	9年3月	10年3月	6年8月
中 度	9年7月	10年1月	8年2月
軽 度	11年0月	11年8月	8年6月

(注) 計欄には、障害種類、程度の不明の者を含む。

第8表 障害の種類別、障害の程度別、性別勤続年数の状況(平成5年)

	計	男 子	女 子
障害の種類			
視覚障害	12年9月	13年6月	8年
聴言障害	9年8月	10年6月	8年
肢体不自由	11年1月	12年2月	7年10月
内部障害	8年4月	7年9月	12年
不 明	11年2月	12年9月	13年10月
障害の程度			
重 度	10年2月	10年2月	10年2月
中 度	10年9月	11年11月	6年8月
軽 度	10年9月	11年7月	8年4月
不 明	10年4月	10年9月	9年2月

(注) 採用後障害者は障害者となってから調査時点までを勤続年数とした。

第9表 障害の種類別、障害の程度別きまって支給する給与額〔採用前身体障害者〕
(昭和58・63年)

(昭和58年)

(千円)

	障害の程度計	重 度	中 度	軽 度
計	181.8	158.9	188.8	190.9
視 覚 障 害	185.7	198.0	169.6	182.4
聴 覚 障 害	149.6	144.4	160.1	154.8
肢 体 不 自 由	185.8	147.6	191.7	180.9
内 部 障 害	187.5	199.5	170.1	—

(昭和63年)

(千円)

	障害の程度計	重 度	中 度	軽 度
計	208.0	181.7	217.1	217.6
視 覚 障 害	228.6	229.4	248.3	210.4
聴 覚 障 害	174.0	170.4	177.8	188.5
肢 体 不 自 由	216.8	176.0	220.8	222.3
内 部 障 害	200.9	198.0	203.5	—

(注) 1. 計欄には、障害種類、程度の不明の者を含む。

2. 内部障害の軽度が「—」となっているが、これは身体障害者程度等級表において、その等級が、1級(重度)、3級及び4級(中級)のみで、その他の級はないためである。

第10-1表 性別、企業規模別きまって支給する給与額〔採用前身体障害者〕
(昭和58年)

(千円)

	計	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1,000～4,999人	5,000人以上
計	181.8	171.7	168.1	187.8	207.0	202.1	182.4
男 子	199.3	187.4	183.6	207.9	220.8	219.1	207.3
女 子	116.4	109.1	106.6	110.9	131.7	129.8	137.3
一般常用労働者	211.8	(10～99人) 185.7		204.8		252.5	

(注) 一般常用労働者は、労働省政策調査部「賃金構造基本統計調査」(昭和57年)による。

第10-2表 性別、事業所規模別きまって支給する給与額〔採用前身体障害者〕
(昭和63年)

(千円)

	計	30～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上
計	208.0	193.2	225.9	208.8	199.4
男 子	229.6	207.0	249.9	232.2	240.1
女 子	140.3	129.4	145.6	156.3	137.7
一般常用労働者	256.1	233.7	257.3	285.6	320.4

(注) 一般常用労働者は、労働大臣官房政策調査部「毎月勤労統計調査月報」(昭和63年9月分)による。

第11表 性別、事業所規模別きまって支給する給与額（平成5年9月）

（千円）

	計	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上
計	250	225	235	276	301	314
男子	275	245	258	305	334	337
女子	169	159	161	152	189	203
常用労働者全体	271	243	270	296	325	360

（注）常用労働者全体は労働大臣官房政策調査部「毎月勤労統計調査月報」（平成5年9月分）による。

「きまって支給する給与」とは労働契約、団体協約、あるいは事業所の給与規則によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与であって、超過労働給与を含む。

第12-1表 性別、産業別きまって支給する給与額〔採用前身体障害者〕（昭和58年）

（千円）

	計	鉱業	建設業	製造業	卸売業 小売業	金融・ 保険業	不動産業	運輸・ 通信業	電気・ガス ・水道・ 熱供給業	サービス業
計	181.8	215.1	195.7	168.3	180.5	188.0	202.7	181.0	179.0	204.5
男子	199.3	216.7	202.4	186.0	198.0	218.9	211.9	183.6	204.9	227.8
女子	116.4	110.4	110.6	107.8	126.2	133.0	103.3	109.5	136.4	123.1
一般常用労働者	211.8	234.8	221.0	207.1	203.1	237.7	229.1	(236.6)	(278.8)	(199.3)

（注）1. 一般常用労働者は、労働省政策調査部「賃金構造基本統計調査」（昭和57年）による。

2. ()は民・公営についての集計である。

第12-2表 性別、産業別きまって支給する給与額〔採用前身体障害者〕（昭和63年）

（千円）

	計	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス ・熱供給 ・水道業	運輸・ 通信業	卸売・ 小売業 飲食店	金融・ 保険業	不動産業	サービス業
計	208.0 (81.0)	239.7	232.3	195.5	197.4	213.6	238.4	187.8	221.6	223.0
男子	229.6	243.1	243.0	217.7	219.0	220.9	263.6	234.4	236.5	231.2
女子	140.3	156.4	129.3	127.8	156.1	165.0	147.7	140.2	121.0	176.8
一般常用労働者	256.1 (100)	277.3	272.2	243.5	342.7	289.0	214.9	320.5	277.4	265.8

（注）1. 一般常用労働者は、労働大臣官房政策調査部「毎月勤労統計調査月報」（昭和63年9月分）による。

2. ()内は、一般常用労働者を100とした場合の指数。

第13表 障害の種類別、障害の程度別きまって支給する給与額〔採用前身体障害者〕

(昭和58・63年)

(昭和58年)

(千円)

	障害の程度計	重 度	中 度	軽 度
計	181.8	158.9	188.8	190.9
視 覚 障 害	185.7	198.0	169.6	182.4
聴 覚 障 害	149.6	144.4	160.1	154.8
肢 体 不 自 由	185.8	147.6	191.7	180.9
内 部 障 害	187.5	199.5	170.1	—

(昭和63年)

(千円)

	障害の程度計	重 度	中 度	軽 度
計	208.0	181.7	217.1	217.6
視 覚 障 害	228.6	229.4	248.3	210.4
聴 覚 障 害	174.0	170.4	177.8	188.5
肢 体 不 自 由	216.8	176.0	220.8	222.3
内 部 障 害	200.9	198.0	203.5	—

(注) 1. 計欄には、障害種類、程度不明の者を含む。

2. 内部障害の軽度が「—」となっているが、これは身体障害者障害程度等級表において、その等級が、1級(重度)、3級及び4級(中級)のみで、その他の級はないためである。

第14表 性別、障害の種類別、産業別きまって支給する給与額 (平成5年)

(千円)

	調 査 産 業 計	鉱 業	建設業	製造業	電気・ガス ・熱供給 ・水道業	運輸・ 通信業	卸売・ 小売業 飲食店	金融・ 保 険 業 不動産業	サービス業
計	250	272	268	238	309	288	243	253	259
格 差	92								
男 子	275	274	277	266	361	292	272	312	279
女 子	169	163	186	141	210	245	163	195	197
視 覚 障 害	228	301	198	254	325	263	169	237	242
聴 言 障 害	207	288	246	201	256	293	179	177	216
肢 体 不 自 由	257	272	273	247	282	283	251	248	274
内 部 障 害	286	259	299	273	429	308	286	315	272
常用労働者全体	271	283	301	264	396	324	228	336	271

(注) 1. 常用労働者全体は労働大臣官房政策調査部「毎月勤労統計調査月報」(平成5年9月分)による。

2. 「きまって支給する給与」とは労働契約、団体契約あるいは事業所の給与規則によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与であって、超過労働給与を含む。

第15表 障害の程度別、性別きまって支給する給与額 (平成5年9月)

(千円)

障 害 の 程 度	男 女 計	男 子	女 子
計	250	275	169
重 度	230	252	152
中 度	265	289	177
軽 度	259	287	178
不 明	221	249	157

第16表 年齢階級別、性別きまって支給する給与額〔採用前身体障害者〕（昭和58年）
（千円）

	計	男子	女子	一般常用労働者		
				計	男子	女子
計	181.8[85.8]	199.3[81.0]	116.4[85.5]	211.8	246.1	136.2
19歳以下	105.5[89.8]	118.5[92.2]	101.3[92.7]	117.5	128.5	109.3
20～24	119.9[85.4]	124.2[79.7]	114.5[90.1]	140.4	155.8	127.0
25～29	143.1[78.4]	155.2[78.7]	114.3[79.4]	182.5	197.1	143.9
30～34	181.5[81.3]	191.5[79.1]	118.5[80.9]	223.3	242.0	146.5
35～39	187.4[75.2]	203.7[73.4]	124.4[86.9]	249.3	277.6	143.2
40～44	199.7[78.1]	220.1[74.0]	111.9[80.1]	256.1	297.5	139.6
45～49	205.2[81.1]	226.5[74.9]	119.8[85.7]	253.1	302.6	139.7
50～54	195.7[78.6]	217.7[73.9]	123.2[83.6]	248.8	294.6	147.4
55～59	200.9[91.1]	214.9[85.4]	106.5[72.6]	220.6	251.5	146.7
60～64	165.3[92.9]	175.9[88.6]	109.9[80.5]	178.0	198.5	136.5
65歳以上	137.8[81.8]	139.8[77.6]	123.4[91.0]	168.7	180.2	135.6

(注) 1. 一般常用労働者は労働省政策調査部「賃金構造基本統計調査」(昭和57年)による(一般常用労働者の19歳以下の給与額は18～19歳の額である。)
2. []は、一般常用労働者の賃金を100とした場合の指数。

第17表 年齢階級別、性別きまって支給する給与額（昭和63年）

(千円)

	計	男子	女子	一般常用労働者		
				計	男子	女子
19歳以下	138.9[99]	157.8[102]	117.8[93]	139.4[83]	153.3[82]	128.2[85]
20～24	140.7[100]	154.8[100]	126.1[100]	168.4[100]	187.8[100]	151.1[100]
25～29	168.0[119]	182.6[118]	135.8[108]	213.0[126]	230.4[123]	173.5[115]
30～34	190.2[135]	212.9[138]	143.3[114]	257.1[153]	276.4[147]	181.4[120]
35～39	216.5[154]	229.7[148]	165.2[131]	286.5[170]	317.1[169]	182.0[120]
40～44	231.5[165]	250.2[162]	152.7[121]	308.2[183]	349.4[186]	183.3[121]
45～49	235.5[167]	260.6[168]	141.8[112]	317.0[188]	370.6[197]	181.8[120]
50～54	253.7[180]	281.3[182]	135.8[108]	308.6[184]	363.8[194]	180.0[119]
55～59	201.9[143]	219.2[142]	127.8[101]	279.2[166]	314.4[167]	184.4[122]
60～64	173.6[123]	177.4[115]	153.0[121]	229.8[136]	249.2[133]	180.4[119]
65歳以上	172.0[122]	172.2[111]	170.5[135]	205.3[122]	221.6[118]	168.9[112]

(注) 1. 一般常用労働者は労働大臣官房政策調査部「賃金構造基本調査」(昭和63年)による。一般常用労働者の19歳以下の総給与額は18～19歳の額である。
2. []は、「20～24歳」の賃金を100とした場合の指数。

第18表 年齢階級別、採用前～採用後別、性別きまって支給する給与額（平成5年）

(千円)

年齢階級	採用前						採用後					
	男女計	格差	男子	格差	女子	格差	男女計	格差	男子	格差	女子	格差
全体	218		240		162		288		311		181	
19歳以下	138	87	130	76	144	99	152	93	155	92	149	96
20～24	159	100	172	100	146	100	163	100	168	100	156	100
25～29	185	116	194	113	164	112	203	125	217	129	173	111
30～34	223	140	248	144	164	112	232	142	245	146	184	118
35～39	na	—	254	147	na	—	277	170	294	175	222	142
40～44	236	148	262	152	170	116	307	188	331	197	203	130
45～49	252	159	290	169	151	103	324	199	353	210	191	122
50～54	236	148	244	142	na	—	338	207	357	212	180	115
55～59	223	140	244	142	147	101	299	183	313	186	194	124
60～64	183	115	194	113	117	80	242	148	267	159	107	69
65歳以上	193	121	205	119	111	76	210	129	227	135	129	83
不明	183		131		245		180		306		115	

(注) 1. 格差は20～24歳層を100とした数値。
2. 週労働時間が33時間以上の者のみ集計した。週所定労働時間が33時間未満の者はほとんどが採用前身体障害者であるので、これを除いて集計した。

第19-1表 障害の種類別労働時間（月間）の状況〔採用前身体障害者〕（昭和58年）

（時間）

	総実労働時間数	所定内実労働時間数	所定外実労働時間数
計	191	179	12
視覚障害	182	176	6
聴覚障害	189	177	12
肢体不自由	192	179	13
内部障害	185	177	8
一般常用労働者	195	181	14

（注）一般常用労働者は労働省政策調査部「賃金構造基本統計調査」（昭和57年）による。

第19-2表 障害の種類別労働時間（月間）の状況〔採用前身体障害者〕（昭和63年）

（時間）

	総実労働時間数	週所定労働時間数
計	171.7	40.5
視覚障害	170.3	42.1
聴覚障害	173.2	40.0
肢体不自由	172.0	40.4
内部障害	164.2	38.3

（注）計欄には障害の種類が不明の者を含む。

第20表 性別、事業所規模別実労働時間の状況（平成5年）

（時間）

	調査産業計	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上
身体障害者計	164	167	166	162	155	155
男子	168	171	171	164	158	157
女子	152	154	150	152	145	147
常用労働者全体	160	161	160	159	159	159
男子	170	174	170	167	163	162
女子	145	144	145	145	147	148

（注）常用労働者全体は労働大臣官房政策調査部「毎月勤労統計調査月報」（平成5年9月）による。

第21表 採用前町採用後別、性別、事業所規模別実労働時間の状況（平成5年）

（時間）

	調査産業計	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上
採用前身体障害者計	167	170	166	163	155	158
男子	172	173	172	167	160	160
女子	154	158	151	152	145	150
採用後身体障害者計	161	160	165	161	155	155
男子	163	164	169	163	158	157
女子	147	139	148	151	146	146

（注）週所定労働時間が33時間以上の者のみ集計した。

(2) 精神薄弱者

第1表 性別、障害の程度別精神薄弱者の雇用状況（昭和58・63年、平成5年）

(%)

		計	重 度	中・軽度	不 明
昭和58年	計	100.0	7.7	74.7	17.6
	男 子	100.0	8.3	74.4	17.3
	女 子	100.0	6.8	75.1	18.1
昭和63年	計	100.0	9.7	80.1	10.3
	男 子	100.0	6.9	83.1	10.0
	女 子	100.0	10.9	72.2	10.8
平成5年	計	100.0	22.4	55.8	21.8
	男 子	100.0	20.1	55.2	24.6
	女 子	100.0	26.5	56.9	16.6

第2-1表 産業別精神薄弱者の雇用状況（昭和58年）

(%)

	計	製 造 業								卸売業・小売業	建設業	サービス業	その他の産業
		繊維・衣工業服	食たばこ	金属材料	窯土業・石	電気機器	木家材・具	そ製他の造業					
精神薄弱者	100.0	74.5	29.4	10.4	9.2	5.8	5.5	9.9	29.8	9.8	2.8	10.8	2.1
一般常用労働者	100.0	35.9	10.2	9.3	7.3	4.9	14.6	4.8	48.9	24.0	9.9	14.9	15.3

(注) 1. 製造業の内訳は、製造業の計を100とした割合である。

2. 一般常用労働者は、総務庁統計局「事業所統計調査報告」（昭和56年）による。

第2-2表 産業別精神薄弱者の雇用状況（昭和63年）

(%)

	計	建設業	製 造 業						卸業、飲食店・小売店	サービス業	その他の産業	
			繊維・衣工業服	食たばこ	金属材料	機械工業	木家材・具	そ製他の造業				
精神薄弱者	100.0	1.8	66.0 (100.0)	(15.3)	(16.6)	(15.4)	(22.2)	(11.2)	(19.3)	2.1	29.8	0.2
一般常用労働者	100.0	6.4	36.4 (100.0)	(10.1)	(9.5)	(7.1)	(39.5)	(4.2)	(29.6)	15.8	24.4	17.0

(注) 1. 製造業の内訳は、製造業の計を100とした割合である。

2. 一般常用労働者は労働大臣官房政策調査部「毎月勤労統計調査月報」（昭和63年9月分）による。

第3表 性別、産業別精神薄弱者の雇用状況（平成5年）

(%)

	計	建設業	製造業				卸売・小売業、飲食店	サービス業			その他産業			
			食料・タバコ	繊維・衣服	木材・家具	電気機械器具		個人サービス	事業所サービス	専門サービス				
精神薄弱者	計	100.0	5.9	60.7 (100.0)	(15.5)	(13.5)	(18.3)	(9.8)	7.0	25.8 (100.0)	(60.1)	(22.0)	(17.8)	0.6
	男	100.0	9.0	63.0 (100.0)	(11.1)	(3.9)	(25.4)	(9.8)	7.6	19.6 (100.0)	(56.5)	(32.0)	(11.5)	0.8
	女	100.0	0.1	56.2 (100.0)	(24.6)	(33.7)	(3.6)	(10.0)	5.9	37.5 (100.0)	(63.7)	(12.3)	(24.0)	0.3
常用労働者全体	100.0	9.4	27.8 (100.0)	(11.2)	(8.8)	(3.5)	(18.3)	21.8	26.3			14.7		

(注) 1. 製造業、サービス業の内訳は各々の産業の合計を100とした割合である。

2. 常用労働者全体は労働大臣官房政策調査部「毎月勤労統計調査月報」（平成5月11月分）による。

第4-1表 性別、事業所規模別精神薄弱者の雇用状況（昭和58年）

(%)

	計	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上
計	100.0	51.0	21.4	24.4	2.2	1.0
男	100.0	61.9	20.0	15.9	1.1	1.1
女	100.0	31.6	23.9	39.6	3.9	1.0
一般常用労働者	100.0	35.4	28.0	23.0	5.5	8.1

(注) 一般常用労働者は総務庁統計局「事業所統計調査報告」（昭和58年）による。

第4-2表 性別、事業所規模別精神薄弱者の雇用状況（昭和63年）

(%)

	計	30～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上
計	100.0	71.6	24.2	2.1	2.1
男	100.0	77.0	20.0	1.3	1.6
女	100.0	57.5	35.0	4.0	3.6
一般常用労働者	100.0	44.0	36.7	8.7	10.6

(注) 一般常用労働者は労働大臣官房政策調査部「毎月勤労統計調査月報」（昭和63年9月分）による。

第4-3表 性別、事業所規模別精神薄弱者の雇用状況（平成5年）

(%)

	計	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上
計	100.0	49.5	34.3	13.9	1.3	1.0
男	100.0	54.5	31.3	12.1	1.2	1.0
女	100.0	40.3	39.9	17.3	1.4	1.0
一般常用労働者	100.0	41.3	26.6	20.7	4.7	6.7

(注) 一般常用労働者は労働大臣官房政策調査部「毎月勤労統計調査月報」（平成5年11月分）による。

第5-1表 精神薄弱の程度別、事業所規模別精神薄弱者の雇用状況（昭和58年）

(%)

	計	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
重 度	7.7	9.6	5.9	5.9	3.4	3.6
中・軽 度	74.7	69.7	78.0	80.7	85.2	70.4
不 明	17.5	20.7	16.1	13.4	11.4	26.0

第5-2表 精神薄弱の程度別、事業所規模別精神薄弱者の雇用状況（昭和63年）

(%)

事業所規模	計	30～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上
計	100.0	71.6	24.2	2.1	2.1
重 度	100.0	80.2	17.8	1.3	0.7
中・軽 度	100.0	73.8	21.9	2.2	2.1

第5-3表 精神薄弱の程度別、事業所規模別精神薄弱者の雇用状況（平成5年）

(%)

	計	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
重 度	22.4	22.2	25.6	16.5	11.7	9.0
重 度 以 外	55.8	49.3	57.2	71.7	74.7	83.5
不 明	21.8	28.4	17.1	11.7	13.6	7.5

第6-1表 精神薄弱の程度別、性別精神薄弱者の勤続年数（昭和58・63年）

(昭和58年)

	計	男 子	女 子
計	6年9月	8年6月	4年8月
重 度	4年7月	5年7月	3年2月
中・軽 度	6年8月	9年0月	4年2月
一般常用労働者	9年6月	11月1月	6年3月

(注) 1. 一般常用労働者は、総務庁統計局「事業所統計調査報告」(昭和56年)による。

2. 計欄には精神薄弱の程度不明の者を含む。

(昭和63年)

	計	男 子	女 子
計	8年10月	9年6月	7年2月
重 度	6年7月	6年10月	6年3月
中・軽 度	9年0月	9年6月	7年3月
一般常用労働者	10年7月	12月2月	7年1月

(注) 1. 一般常用労働者は労働大臣官房政策調査部「賃金構造基本調査」(昭和63年)による。

2. 計欄には精神薄弱の程度不明の者を含む。

第6-2表 精神薄弱の程度別、性別精神薄弱者の勤続年数（平成5年）

	計	男 子	女 子
計	7年9月	7年11月	7年5月
重 度	7年6月	7年	8年1月
重 度 以 外	7年8月	8年1月	6年11月
不 明	8年1月	8年2月	7年10月
常用労働者全体	11年	13年	7年

(注) 常用労働者全体は労働大臣官房政策調査部「賃金構造基本統計調査」(平成4年)による。

第7-1表 性別、産業別精神薄弱者のきまって支給する給与額（昭和58・63年）

(昭和58年)

(千円)

	計	製 造 業	製 造 業 以 外 の 産 業				
			建 設 業	卸 売 業 ・ 小 売 業	サ ー ビ ス 業	そ の 他 の 産 業	
計	94.6	94.7	97.7	121.3	76.5	87.2	155.2
男 子	98.2	98.1	98.4	121.4	75.0	93.1	155.5
女 子	89.8	90.5	82.4	107.2	81.9	82.5	78.3

(昭和63年)

(千円)

	計	製 造 業	製 造 業 以 外 の 産 業				
			建 設 業	卸 売 業 ・ 小 売 業、飲 食 店	サ ー ビ ス 業	そ の 他 の 産 業	
計	107.0	116.9	87.4	111.4	125.0	82.8	143.2
男 子	107.0	121.3	86.8	111.4	156.2	83.0	144.4
女 子	106.9	109.3	91.6	—	108.6	80.4	138.6

第7-2表 性別、産業別精神薄弱者のきまって支給する給与額（平成5年）

(千円)

	計	建 設 業	製 造 業				卸 売 業 小 売 業 飲 食 店	サ ー ビ ス 業		
			食 料 タバコ	織 維 衣 服	木 材 家 具	電 気 機 械 器 具 製 造 業		個 人 サービス		
計	112	135	116	122	105	113	99	112	98	89
男	118	122	122	141	127	115	96	111	102	94
女	101	264	104	104	100	84	107	114	94	84

第8表 性別、企業規模別精神薄弱者のきまって支給する給与額（昭和58年）

（千円）

	計	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1,000～4,000人	5,000人以上
計	94.6	83.6	92.8	101.5	125.7	115.2	110.1
男子	98.2	81.9	103.1	114.0	144.9	158.2	144.2
女子	89.8	87.9	77.4	90.8	104.8	103.0	102.9

第9表 性別、事業所規模別精神薄弱者のきまって支給する給与額（昭和63年）

（千円）

	計	30～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上
計	107.0	97.3	125.6	154.9	166.6
男	107.0	96.5	134.2	179.2	196.3
女	106.9	99.9	112.8	133.4	131.4

第10表 精神薄弱の程度別、性別精神薄弱者のきまって支給する給与額
（昭和58・63年）

（昭和58年）

（千円）

	計	男	女
計	94.6	98.2	89.8
重 度	79.1	79.2	78.3
中・軽 度	94.4	96.8	90.9
一般常用労働者	211.8	246.1	136.2

（注）1. 計欄には精神薄弱の程度不明の者を含む。

2. 一般常用労働者は総務庁統計局「事業所統計調査報告」（昭和56年）による。

（昭和63年）

（千円）

	計	男	女
計	107.0	107.0	106.9
重 度	109.7	105.5	114.2
中・軽 度	103.8	103.1	105.1

（注）計欄には精神薄弱の程度不明の者を含む。

第11表 精神薄弱の程度別、性別、事業所規模別精神薄弱者のきまって支給する給与額
(平成5年)

(千円)

	計	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上
計	112	101	116	133	173	190
重 度	97	92	101	105	108	137
重 度 以 外	117	104	117	138	176	195
不 明	116	104	133	133	208	196
男 子	118	107	124	142	185	203
女 子	101	86	104	121	154	158
常用労働者全体	271	243	270	296	325	360

(注) 常用労働者全体は労働大臣官房政策調査部「毎月勤労統計調査月報」(平成5年9月分)による。

第12-1表 精神薄弱の程度別労働時間(月間)の状況(昭和58年)

(時間)

	総実労働時間	所定内実労働時間	所定外実労働時間
計	198	189	9
重 度	193	186	7
中 ・ 軽 度	199	191	8
一般常用労働者	195	181	14

(注) 1. 一般常用労働者は、労働省政策調査部「賃金構造基本統計調査」(昭和57年)による。

2. 計欄には精神薄弱の程度不明の者を含む。

第12-2表 精神薄弱の程度別労働時間(月間)の状況(昭和63年)

(時間)

	総実労働時間	週所定労働時間
計	181	39
重 度	172	41
中 ・ 軽 度	183	38

(注) 計欄には精神薄弱の程度不明の者を含む。

第13表 精神薄弱の程度別、性別、事業所規模別実労働時間の状況(平成5年)

(時間)

	計	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上
計	171	174	170	168	166	162
重 度	174	175	178	156	143	153
重 度 以 外	167	166	165	171	170	163
不 明	180	185	173	167	164	163
男 子	174	178	170	171	172	166
女 子	166	185	170	164	157	153
常用労働者全体	160	161	160	159	159	159

(注) 常用労働者全体は労働大臣官房政策調査部「毎月勤労統計調査月報」(平成5年9月分)による。